

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

<b>補助金等名称</b>	瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金
<b>担当部署</b>	協働推進部 産業経済課 農政係
<b>担当者名</b>	田中 悠也
<b>補助対象</b>	国際情勢等に伴う肥料価格の高騰に加え、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けた農業者の農業経営の安定化を図り、もって消費者に安全な農畜産物を供給することを目的として、肥料等の購入に係る経費に対し瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金を予算の範囲内において交付します。
<b>規程等</b>	瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付要綱（作成中）
<b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>（１）補助対象者</p> <p>申請時点で１年以上継続して事業を営んでおり、瑞穂町内に住所を有する農産物販売金額年間５０万円以上の販売農家で、今後も営農を継続する意思のある方</p> <p>（２）補助対象経費</p> <p>肥料費、飼料費、動力光熱費</p>
<b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	国際情勢等の影響による農産物栽培用肥料原料の価格高騰により、肥料の大幅な値上げが予定されており、瑞穂町の農業者の負担軽減及び経営を安定的に維持、発展させるため、緊急的な支援を行うことが必要です。
<b>補助金額及び補助割合</b>	<p>①直近の確定申告時に申告した肥料費の５０％（千円未満切り捨て）</p> <p>②直近の確定申告時に申告した飼料費の１０％（千円未満切り捨て）</p> <p>③直近の確定申告時に申告した動力光熱費の２０％（千円未満切り捨て）</p> <p>①、②、③の合計額を補助金額とする。ただし、給付上限額を２０万円とする。</p> <p>令和４年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業として実施します。</p>
<b>実施期間</b>	令和４年１０月１２日（水）から令和５年１月３１日（火）まで
<b>その他</b>	国際情勢の影響を受け、肥料等が史上最高値まで上昇し、今後も高い水準での推移が見込まれるため、農業者支援については、燃料費に加え肥料等も補助する考えにより、上限額を２０万円と設定しました。

瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金（案）

（ 令和 年 月 日 ）  
（ 告示第 号 ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国際情勢等に伴う肥料価格の高騰に加え、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けた農業者に対して、農業の安定化を図り、もって消費者に安全な農畜産物を供給するため、肥料等の購入に係る経費に対し、瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「税申告」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告及び地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村民税の申告をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件も満たす農業者とする。

- （1）町の区域内に住所を有する者で、第6条の規定による申請時点で1年以上継続して事業を営んでいること。
- （2）直近の税申告（法人にあつては、第6条に規定する補助金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告とする。以下同じ。）をした者のうち、農産物販売金額が年間50万円以上であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊

営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。

(5) 補助金の交付後も営農を継続する意思があること。

(6) 国、東京都その他の公的な機関により、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する補助等をこれまでに受けておらず、かつ、今後も受けないこと。

（補助金の対象経費）

第4条 補助対象経費は、直近の税申告にて農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、飼料費及び動力光熱費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち肥料費の50%、飼料費の10%、動力光熱費の20%を加えて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 直近の税申告に係る書類

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 振込先口座の通帳の写し等（口座名義・口座番号の分かるもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、交付しないものと決定したときは、瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金不交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 事業等の実施方法が不適當であると認めるとき。
- (3) その他不正行為があったと認めるとき。

(補助金の交付)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する申請がされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 商工係
担当者名	村田、保坂
補助対象	<p>コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の中小企業者等に対して、燃料等の購入に係る経費を補助することにより、中小企業者等の経営の安定化を図り、もって町の産業振興に寄与することを目的とします。</p>
規程等	瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付要綱（作成中）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>（１）補助対象者 申請時点で1年以上継続して事業を営み収入を得ており、主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が瑞穂町内にあり、今後も事業を継続する意思のある者</p> <p>（２）補助対象経費 燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油等）、光熱費（電気、ガス等）</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている状況が続いていることに加え、国際情勢などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移しています。また、併せて液化天然ガスや石炭などの輸入価格の上昇が主な要因として、電気料金も高い水準となっており、今後も高い水準で推移することが予想されています。これらのことから、ガソリン等の燃料、電気及びガスを利用している、瑞穂町の中小企業者等の負担軽減及び経営の安定化を図るため、速やかに緊急的な支援を行うことが必要です。</p>
補助金額及び補助割合	<p>直近の決算額1年分の燃料費及び光熱費の20%を補助し、上限額は10万円とします。令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業として実施します。</p>
実施期間	令和4年10月12日（水）から令和5年1月31日（火）まで
その他	<p>新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響を受け、原油価格及び電気料金が高い水準で維持しており、今後も同様の状況が続くことが見込まれます。こうしたことから、多くの事業所に影響を及ぼしていることを鑑み、様々な業種、多くの事業所に広く給付できるよう、上限額を設定するとともに、手続きの簡素化や添付書類を最低限にするなど、申請しやすい環境を整備します。</p>

瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付  
要綱（案）

令和4年 月 日  
告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた中小企業者等に対し、瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、中小企業者等への負担を軽減し、もって町の産業振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法に基づき中小企業者および個人事業主であり、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- （1）主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が瑞穂町（以下「町」という。）の区域内にあり、事業等を営み事業収入を得ていること。
- （2）法人にあっては、令和4年1月1日の時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。ただし、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- （3）瑞穂町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）でないこと。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- （5）政治団体でないこと。
- （6）宗教上の組織又は団体でないこと。
- （7）前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でな

いと町長が認める者でないこと。

- 2 この要綱において「収入」とは、農業収入を除くものをいう。  
(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、中小企業者等のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の規定による申請の時点において、事業等を営み1年以上経過し、かつ、今後も継続して事業等を営む意思を有していること。
- (2) 第6条の規定による申請の時点において、瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付要綱（令和4年告示第号）に規定する補助金の交付を受けておらず、かつ、当該補助金の申請を予定していないこと。
- (3) 補助金の申請時点で納期が到来している町税に未納がないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費となるのは、直近の決算書に記載のある経費のうち、ガソリン、軽油、重油、灯油等の燃料費にあたるもの及び、電気代、ガス代等の光熱費（以下、「燃料費等」という。）にあたるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円を超えない範囲内で、直近の決算書のうち、前条に規定する対象経費の20パーセント（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 直近の確定申告書の写し
- (2) 直近の決算書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金交付取消通知書（様式第4号）により、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不適當と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、受給者に対し、瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられた受給者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。ただ



し、同日までに第5条に規定する申請がされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

## 補助金等の創設に係る審査書

<b>補助金等名称</b>	保育所等給食食材費臨時支援補助金															
<b>担当部署</b>	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係															
<b>担当者名</b>	池田 隼士															
<b>補助対象</b>	町内にある認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園															
<b>規程等</b>	令和4年度瑞穂町保育所等給食食材費臨時支援補助金交付要綱（今後、制定予定）															
<b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係</li> <li>・補助金額：下記表のとおり</li> </ul> <table border="1" data-bbox="338 689 986 992"> <thead> <tr> <th>定員数</th> <th>補助金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>30人以上50人未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>50人以上70人未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>70人以上100人未満</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>100人以上200人未満</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>200,000</td> </tr> </tbody> </table>		定員数	補助金額（円）	30人未満	30,000	30人以上50人未満	60,000	50人以上70人未満	90,000	70人以上100人未満	130,000	100人以上200人未満	150,000	200人以上	200,000
定員数	補助金額（円）															
30人未満	30,000															
30人以上50人未満	60,000															
50人以上70人未満	90,000															
70人以上100人未満	130,000															
100人以上200人未満	150,000															
200人以上	200,000															
<b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢などから生じた物価高騰の影響に伴い、保育所等及び幼稚園における給食食材費の値上げ等により、給食の提供にも影響が出ています。これらのことから給食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的に実施するものです。</p> <p>同時に、食材費の値上げ等により、在宅で未就学児童を養育している保護者の経済的負担が増加していることから、食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業を実施する予定です。</p> <p>町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから事業を実施するものです。</p>															
<b>補助金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定方法：副食費（4,500円）×令和4年4月分消費者物価指数「食料」の前年同月比の上昇率4.3%×定員数×事業実施月数9月 上記の計算結果を考慮し、定員数区分ごとの補助金額を決定</li> <li>・予算額：1,390,000円 （内訳：200,000円×1園、150,000円×1園、130,000円×5園、90,000円×2園、60,000円×3園、30,000円×1園）</li> </ul>															
<b>補助割合</b>	町全額負担															
<b>実施期間</b>	令和4年9月1日から令和5年3月31日まで															
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当可能と考えています。</li> </ul>															

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金
担当部署	福祉部 子育て応援課
担当者名	石川 修
給付対象	<p>保育所等及び幼稚園に所属していない未就学児童を養育する保護者</p> <p>※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所）、認証保育所等のことです。</p>
規程等	令和4年度食材価格高騰に伴う瑞穂町在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業実施要綱（今後、制定予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：瑞穂町 子育て応援課</li> <li>・対象児童：保育所等及び幼稚園に所属していない未就学児童</li> <li>・給付金額：対象児童1人当たり月額@200円×12カ月分＝2,400円 ※東京都区部消費者物価指数、費目「食料」 令和4年4月前年同月比上昇率4.3%を踏まえ算定</li> <li>・申請方法：申請書の提出による</li> <li>・支払方法：指定口座への振込</li> </ul>
給付の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢などから生じた物価高騰の影響に伴い、食材費の値上げ等により、在宅で未就学児童を養育している保護者の経済的負担が増加しています。その経済的負担軽減を図ることを目的に実施するものです。</p> <p>同時に、保育所等及び幼稚園における給食食材費の値上げ等により、給食の提供にも影響が出ていることから、保育所等及び幼稚園給食食材費臨時支援補助金事業を実施する予定です。</p> <p>町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから事業を実施するものです。</p>
給付金額	<p>児童1人当たり月額200円</p> <p>※予算金額 @200円×12カ月×対象児童250人＝600,000円</p>
給付割合	町全額負担
実施期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度赤ちゃん応援臨時給付金（児童1人当たり50,000円）の対象児童は除きます。</li> <li>・制度上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能と考えています。</li> </ul>

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和4年度瑞穂町介護事業所等燃料費高騰臨時対策支援金
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係
担当者名	鳥海 和正
補助対象	町内介護事業所等を有し、介護保険サービス等の送迎サービス等を実施している事業所（①通所系事業所、②訪問系事業所、③居宅介護支援（相談支援）事業所等）
規程等	（仮称）瑞穂町介護事業所等燃料費高騰臨時対策支援金要綱 作成中
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>コロナ禍における原油価格等高騰の影響を受けている町内介護事業所等に対する支援策として、ガソリン代の一部（1事業所上限10万円）を補助するものです。</p> <p>対象期間：令和4年4月1日から令和5年1月31日まで  対象事業所：介護事業所等 36か所、障害者（児）支援事業所等 12か所  新規分 7か所 計55か所  なお、領収書（レシート可）、請求書等又はその写しで対象経費を確認します。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>介護保険サービス等の送迎サービスや、自宅等を訪問するサービスなどを行う対象事業所等が、町民にサービスを提供する際に使用する自動車等の燃料に係る経費が、直接、原油価格・物価高騰の影響を受け増加しています。本補助金の給付をすることは、事業所等の負担軽減を図り、事業所等の安定した福祉サービス提供の維持を目的としており、町民の福祉に資することから必要があります。</p>
補助金額	<p>1事業所当たり上限10万円  予算金額 100,000円×55事業所=5,500,000円</p>
補助割合	対象期間に負担した経費（ガソリン代）の1/2
実施期間	令和4年9月中旬から令和5年2月上旬（予定）
その他	<p>必要経費については令和4年第3回議会定例会で補正予算を上程する予定  制度上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当可能と考えています。</p>

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費給付金
担当部署	福祉部 健康課 健康係
担当者名	鈴木 隆太
補助対象	<p>平成25年6月以降の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、令和4年3月31日以前にヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）を自費で接種した方</p>
規程等	<p>瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費給付金要綱（制定予定）</p> <p>（参考）</p> <p>令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知において、要綱（案）が技術的助言として示されています。</p>
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>平成25年6月以降の積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、令和4年3月31日以前にHPVワクチンを自費で接種した方が一定数いると考えられます。このような方の自費の接種費用に対し給付を行い、負担軽減を図るものです。</p> <p>なお、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子の方の令和4年4月1日以降の接種については、公平な接種機会を確保するという観点から、時限的に定期接種の年齢（小学校6年生から高校1年生相当）を超えての接種（以下「キャッチアップ接種」という。）が開始されています。町では、令和4年6月27日にキャッチアップ接種対象者に予診票の個別送付を行い、事業の周知を行っています。</p> <p>（参考）</p> <p>平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子：約1,400人</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>自費の接種費用に対する給付は、全国の自治体で令和4年4月から順次開始されています。</p> <p>また、定期接種の年齢を超えた令和4年3月31日以前の接種は、自費となっていますが、令和4年4月1日以降は、キャッチアップ接種として公費負担となります。町においても給付を実施することにより、接種時期による経済的な負担の公平性を図ることができまます。</p>

## 補助金額

### 【自己負担額が領収証等で確認できる方】

自己負担額（文書代等を除く。）の全額

### 【自己負担額が確認できない方】

申請日の当該年度に町医師会と締結する接種委託料に、町が単価契約により購入するワクチン代を加えた額（参考（令和4年度）：17,798円／回）

## 補助割合

地方交付税措置がされます。

（参考）

### 【歳出】

負担金、補助及び交付金 1,423,840円

- ・積極的勧奨の差し控え期間（平成25年度から令和3年度）の推定接種率の平均2.3%
- ・対象者となりうる方（平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子）  
：約1,400人

・自費での接種者：1,400人×2.3%=32人

17,798円 × 16人 × 3回 = 854,304円

17,798円 × 16人 × 2回 = 569,536円

※対象者全員が3回とも自費で接種しているとは想定できないことから、3回接種者を16人、2回接種者を16人と想定して算出しています。

## 実施期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

## その他

今後のスケジュール

令和4年	8月19日	庁議報告
	8月下旬	行政評価委員会補助金等審査分科会の審査
	8月下旬	議会への報告
	9月上旬	町議会令和4年第3回定例会で補正予算計上 議決後、要綱制定
10月	1日	ホームページ及び広報で事業周知 申請受付開始

瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費給付要  
綱（案）

（ 令和 年 月 日 ）  
（ 告示 第 号 ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の対象年齢を経過した後、HPVワクチンを接種した者に対して、予算の範囲内で行う当該接種費の給付（以下「接種費の給付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「HPVワクチン」とは、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンをいう。

（対象者）

第3条 接種費の給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）令和4年4月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、町の住民基本台帳に記録されていた者
- （2）平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子
- （3）16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンを定期接種において3回の接種を完了していない者
- （4）17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関でHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者
- （5）接種費の給付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項下

欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。以下同じ。)を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者に対し、接種費の給付を行うことができる。

(申請)

第4条 接種費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費給付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、第2号に掲げる書類等を添付することができない場合は、瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費給付申請用証明書(様式第2号)の提出をもって同号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 被接種者の氏名、住所及び生年月日を確認することができる公的証明書の写し
- (2) 接種費の給付を受け取るために指定する金融機関の預貯金口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人を確認することができる書面等の写し
- (3) 前条第1項第4号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類の原本
- (4) 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

(申請期限)

第5条 接種費の給付の申請期限は、令和7年3月31日とする。

(給付決定)

第6条 町長は、第4条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、接種費の給付の可否を決定し、接種費の給付を行うことを決定したときは瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費給付決定通知書(様式第3号)により、接種費の給付を行わないことを決定したときは瑞穂町ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(給付)



第7条 町長は、前条の規定により、接種費の給付を行うことを決定した者に対し、第3条第1項第4号の実費に相当する額（以下「給付額」という。）を給付する。ただし、接種3回分を上限とし、定期接種及びキャッチアップ接種を受けたときは、当該接種回数を控除する。

2 接種費の給付対象となる経費は、申請者が接種を行った医療機関に支払った接種費（接種に要した交通費、宿泊費、第4条第1号に掲げる書類の発行に要した文書料等及び接種に直接関係しない診察料等を除く。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、接種費の給付を受けようとする者が第4条第1号に掲げる書類を提出しない場合には、接種費の給付の額は、接種を受けた日の年度における瑞穂町と瑞穂町医師会が契約するヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の契約単価に瑞穂町が調達するHPVワクチンの単価を加えたものとする。

（給付方法）

第8条 町長は、第6条の規定により接種費の給付を決定したときは、給付額を申請者が指定する金融機関の預貯金口座に振り込むものとする。

（返還）

第9条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により接種費の給付を受けた場合は、当該給付の決定を取り消し、既に接種費の給付が行われているときは、給付した額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 この要綱による接種費の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、接種費の給付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条に規定する申請がされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

# ヒトパピローマウイルス感染症予防接種の定期接種、キャッチアップ接種、給付金の対象年代

補足資料

(令和4年3月11日HPVワクチンに関する自治体向け説明会資料を改変)

## 【定期接種（公費接種）】（赤色着色部分）

小学6年生～高校1年生相当の女子（12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子）

## 【キャッチアップ接種（公費接種）】（赤枠部分）

積極的勧奨を差し控えている間（平成25年6月～令和3年度）に定期接種の対象であった女子の未接種分  
（平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子）

## 【任意予防接種費給付金】

緑枠の期間に自費で接種した場合に、その費用を申請により給付

- 例 平成12年度生まれの方が
- ①定期接種の年齢（赤色着色部分）を超えて、令和3年度までに自費で接種
  - ②令和4年度～6年度に接種する場合はキャッチアップ接種（公費接種）
- ①と②の公平性を図るため、①の自費接種をした方に給付する。

← キャッチアップ対象者 ⇒ 9 学年

	H9生	H10生	H11生	H12生	H13生	H14生	H15生	H16生	H17生	H18生	H19生	H20生	H21生
推定接種率*	78.8%	78.7%	68.9%	14.3%	1.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%			
H22	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
H23	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳
H24	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳
H25	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳
H26	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳
H27	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳
H28	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳
H29	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳
H30	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳
R1	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳
R2	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳
R3	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳
R4	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳
R5	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳
R6	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳

○歳 緊急促進事業の接種対象者。  
12歳は例外として対象とされた場合

○歳 定期接種の接種対象者。  
13歳は標準的接種期間にある者

※年齢については、各年度生まれの者が当該年度内に達する年齢を記載（例：13歳→中1）

キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代

キャッチアップ・給付金 ⇒ 3年間

緊急促進事業  
積極的勧奨差し控え  
定期接種  
キャッチアップ接種

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金												
担当部署	教育部 学校教育課												
担当者名	大澤 達哉												
補助対象	町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者												
規程等	学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給事業実施要綱（制定予定）												
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>1 目的 昨今の食材価格高騰に伴う児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、羽村・瑞穂地区学校給食組合に対する臨時負担金と同程度の給付金を支給します。</p> <p>2 対象者 町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者</p> <p>3 支出方法 上記対象者からの申請に基づく臨時給付金の支給</p> <p>4 積算根拠（羽村・瑞穂地区学校給食組合への臨時負担金算出根拠に基づく） 令和4年6月と前年同月との消費者物価指数の食材に係る上昇率 3.9%を給食費単価に加算し、小学校は9円/食、中学校は11円/食を食材費高騰による影響額とします。 1年間分の給食日数は、小学校185日、中学校180日とします。 小学生：9円/食×185日＝1,665円≒1,700円 中学生：11円/食×180日＝1,980円≒2,000円 *上記金額には、燃料費高騰に伴う増額分も加味し10円単位を切り上げます。</p> <p>5 対象期間 令和4年4月～令和5年3月までの11か月分（8月は除きます）</p> <p>6 対象人数・補正予算額</p> <table border="0"> <tr> <td>私立学校等</td> <td>小学生 18人</td> <td>中学生 47人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>小学生 18人</td> <td>中学生 17人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>小学生 21人</td> <td>中学生 7人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>小学生 57人</td> <td>中学生 71人</td> </tr> </table> <p>小学生：57人×1,700円＝96,900円 中学生：71人×2,000円＝142,000円 合計：238,900円（補正予算計上額：239,000円）</p>	私立学校等	小学生 18人	中学生 47人	区域外就学	小学生 18人	中学生 17人	特別支援学校	小学生 21人	中学生 7人	合計	小学生 57人	中学生 71人
私立学校等	小学生 18人	中学生 47人											
区域外就学	小学生 18人	中学生 17人											
特別支援学校	小学生 21人	中学生 7人											
合計	小学生 57人	中学生 71人											

**補助の必要性**（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者と同様に、町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する保護者に対して支援することにより、義務教育期間中の子どもを養育する保護者間の公平性を確保します。

また、子どもたちの健やかな成長に欠かせない食事を確保するためにも、食材費の支援は必要不可欠なものです。

**補助金額**

小学生：1,700円／人　中学生：2,000円／人

**補助割合**

町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者への支援として実施する、羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金と同程度の金額とします。

**実施期間**

令和4年度

\*食材価格の高騰が令和5年度以降も継続する場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の給食費の状況により延長等を検討します。

**その他**

準備スケジュール

令和4年　9月

令和4年第3回定例議会に補正予算を計上

10月

広報紙等により事業周知、申請書等を保護者に郵送

10月～

受付期間、給付金支給

（令和5年3月20日（月）を申請期限とする予定です）

学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時  
給付金支給事業実施要綱（案）

〔令和４年９月●日〕  
告示第●号〕

（目的）

第１条 この要綱は、義務教育期間中の児童及び生徒の保護者に対して、食材価格高騰に伴うその影響を軽減する観点から、支給する学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金（以下「臨時給付金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条 この要綱の規定により支給する臨時給付金の支給対象者は、町の区域内に住所を有し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２条第２項に規定する町の区域外に所在する国立学校（小学校及び中学校その他これらに相当する学校に限る。）、公立学校（小学校及び中学校その他これらに相当する学校に限る。）及び私立学校（小学校及び中学校その他これらに相当する学校に限る。）に在籍する児童若しくは生徒の保護者で、令和４年４月１日以降町の区域内に住所を有する者とする。ただし、瑞穂町以外の国、地方自治体及び特別地方公共団体による本臨時給付金事業と同様の措置がなされている場合は、この限りではない。

（支給金額）

第３条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時給付金の額は、小学生１人当たり１，７００円、中学生１人当たり２，０００円とする。

（支給の方式）

第４条 臨時給付金の支給を受けようとする者は、学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給申請書（請求書）（様式第１号）を瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

２ 前項の規定による申請に基づく支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第３号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関

から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により委員会に提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を委員会の窓口に出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は委員会の窓口において委員会に提出し、瑞穂町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、臨時給付金の申請にあたり、当該児童及び生徒の就学を証明する書類並びに申請者の公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、就学の実態及び申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第5条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 申請時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で教育長が特に認める者

2 代理人が、臨時給付金の申請をするときは当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、委員会は、公的身文証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 委員会は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、瑞穂町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める方法により代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第6条 臨時給付金の申請受付開始日は、教育長が別に定める。

2 臨時給付金の支給に関する申請書の提出期限は、令和5年3月20日とする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第4条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時給付金を支給する。

(本給付金の周知等)

第9条 委員会は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 委員会が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第2項の提出期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が、第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、委員会が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合は、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本給付金の支給に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年●月●日から施行する。



様式第1号(第4条関係)

学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給申請書(請求書)(案)

瑞穂町長 殿

プルダウンから選択してください  
自動計算します。

受付印

1. 申請・請求者

			記入日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所	
Ⓜ		年 月 日	電話 ( )	

\* 記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童・生徒

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	給食、弁当 等の区分	住所(別居の場合のみ記入)
1				平成 年 月 日		
2				平成 年 月 日		
3				平成 年 月 日		
4				平成 年 月 日		
5				平成 年 月 日		

※児童・生徒の昼食における給食、弁当等の区分を選択してください。

その他を選択した場合は、内容をご記入ください。その他( )

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	0	円	合計
対象生徒数	人	申請額・請求額	0	円	0 円

※対象児童1人につき1,700円、対象生徒1人につき2,000円になります。

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい)

A 指定の金融機関口座への振込みを希望 ※チェックボックスになっています。  
※Aを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を貼付してください。

【受取口座記入欄】A又はBを選択する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

B 現金による支給を希望  
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いとなるため、原則Aを選択してください。)

※金融機関の口座がつかない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

(裏面も確認してください。)

#### 【誓約・同意事項】

- (1) 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金の支給要件に該当します。
- (2) 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、瑞穂町教育委員会において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 瑞穂町教育委員会が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、記載内容に不正があった場合など、学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金を返還します。

#### 振込先金融機関口座確認書類（受取方法 A を選択した場合）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

#### 就学確認書類及び本人確認書類

（4. 受取方法に B を選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

**【就学確認書類】**  
学生証等の写し等

**【本人確認書類】**  
個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金				
担当部署	協働推進部 産業経済課 農政係				
担当者名	田中 悠也				
補助対象	<p>持続可能な東京農業を目指し「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、ハウス栽培における重油などの化石燃料の消費削減及び温室効果ガスの排出抑制を推進する必要があるため、燃油暖房設備が設置されたパイプハウス等へのヒートポンプの導入を支援するものです。</p>				
規程等	<p>ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金交付要綱（東京都）  ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業の運営について（東京都）  瑞穂町ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金交付要綱（瑞穂町作成中）</p>				
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>（１）補助対象者（事業実施主体）  認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合等</p> <p>（２）補助対象経費  ヒートポンプ本体、循環扇・送風ダクトなどの附帯施設及び設置工事費</p> <p>（３）対象作物  施設園芸種目（野菜、果樹、花き、きのこ栽培）</p>				
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>瑞穂町でもハウス栽培を行う認定農業者等の温室効果ガスの排出抑制を進めていく必要があるため、支援を行うことが必要になります。</p>				
補助金額及び補助割合	<p>1 事業実施主体あたり、補助対象経費の10分の9以内  （補助上限額9,000,000円）</p>				
補助割合	<table> <tr> <td>東京都</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>9/10</td> <td>なし</td> </tr> </table>	東京都	町	9/10	なし
東京都	町				
9/10	なし				
実施期間	令和4年度から				
その他					

瑞穂町ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助  
金交付要綱（案）

（ 令和 年 月 日 ）  
告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け3産労農振第2597号）及びハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業の運用について（令和4年4月1日付け3産労農振第2598号）に基づいて実施する事業に関し、瑞穂町ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、都内に住所がある者で、かつ、事業対象農地を町の区域内に所有している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）認定農業者
- （2）認定新規就農者
- （3）農業協同組合（連合会を含む）

（補助対象事業等）

第3条 この要綱で対象とする事業は、別表に定めるとおりとする。

（補足）

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象設備等	補助率	補助対象経費に対する補助限度額	
		下限	上限
1 ヒートポンプ 本体	補助対象経 費の9 / 1 0以内	500千円	9,000千円
2 1の附帯施設			

補助対象経費は、消費税及び地方消費税は除くものとする。

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和4年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	小山健一
補助対象	<p>①基準日（令和4年6月1日）において世帯全員が令和4年度分の住民税均等割のみ課税である世帯</p> <p>②令和3年度または令和4年度に「非課税世帯等への臨時特別給付金及び家計急変世帯」の支給を受けていない世帯</p>
規程等	令和4年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>①支給対象世帯：650世帯</p> <p>②支給金額：1世帯当たり 50,000円</p> <p>③支給受付期間：8月から12月28日</p> <p>④支給方法：指定口座へ振り込みます。</p> <p>⑤財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	光熱水費、物価等の高騰による生活への影響を軽減するため、新たに住民税均等割のみ課税世帯に町独自の臨時特別給付金を給付する必要があります。
補助金額	<p>7月29日付けで補正予算を専決処分しました。</p> <p>①補助及び交付金：住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金 @50,000円×650世帯 = 32,500,000円</p> <p>②委託料：システム業務委託料 = 2,090,000円</p>
補助割合	10分の10
実施期間	支給受付期間：8月から12月28日
その他	

令和4年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金  
支給事務実施要綱

〔 令和4年8月1日  
告示第161号 〕

(目的)

第1条 この要綱は、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）」の趣旨を踏まえ、生活に困窮する方々に対する緊急の支援として、国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の対象とならない世帯に対し、瑞穂町が実施する臨時給付金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(以下「本給付金」という。)は、前条の目的を達するために、瑞穂町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 本給付金の支給対象者は、令和4年6月1日(以下「基準日」という。)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳に記載されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、令和4年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯(同一の世帯に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税所得割が課される者がいない世帯。ただし、同一の世帯に属する者全員が、市町村民税均等割が課されていない者又は瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯を除く。)の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和3年度の国の一般会計補正予算（第一号）における子育て支援等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村から低所得者を支援する観点から支給されるもの。以下「非課税世帯等給付金」という。）について、支給要件を満たす世帯又は既に当該給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、1世帯当たり5万円とし、支給回数は、1世帯当たり1回限りとする。

（受給権者）

第5条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

（支給の方式等）

第6条 本給付金の支給を受けようとする者は、瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）の提出により申請を行う。

2 本給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる申請方式は、申請者が金



融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 本給付金の支給を受けようとする場合に、申請書を瑞穂町に提出し、瑞穂町が通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金書留送付方式 本給付金の支給を受けようとする場合に、申請書を瑞穂町に提出し、瑞穂町が現金書留により送付することにより支給する方式

3 申請者は、本給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で瑞穂町長が特に認める者

2 代理人が、本給付金の申請書の提出をするときは申請書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、瑞穂町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 瑞穂町は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては町長が別に定める方法により代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 本給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 支給対象世帯への支給のうち、申請書の提出期限は、令和4年12月28日とする。

(支給の決定)

第9条 町長は、第6条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、本給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）に対し本給付金を支給する。

(支給等に関する周知等)

第10条 町長は、本給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条の規定による申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、瑞穂町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(重複受給の禁止)

第14条 本給付金は、非課税世帯等給付金と重複して支給を受けることはできないものとする。

2 町長は、支給対象者が重複して本給付金の支給を受けたときは、当該支給対象者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(補則)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 別表（第5条関係）

### 1 配偶者又はその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）次に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が瑞穂町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、瑞穂町から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において瑞穂町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2）申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）及び行政機関

並びに関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。））については、瑞穂町における申請・受給権者とする。

（1）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（2）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児

入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下これらを「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が執られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われ

る入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下これらを「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、瑞穂町に住民基本台帳に記録されているものについては、瑞穂町における申請・受給権者とする。ただし、瑞穂町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者

を除く。)

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、瑞穂町において住民基本台帳に記録されたときは、瑞穂町における申請・受給権者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると瑞穂町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、瑞穂町における申請・受給権者とする。



申請の受付は令和4年12月28日(水)までです。

瑞穂町長

瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書)

①申請・受給者(世帯主)

裏側に記載の「契約・同意事項」に誓約・同意の上、標記の給付金を申請(請求)します。

Table with 4 columns: フリガナ, 氏名, 現住所, 記入日, 令和年 月 日, (申請)請求額, 50,000円. Includes fields for birth date and phone number.

②申請者が属する世帯の状況

- ・令和4年6月1日時点の世帯の全ての構成員を記入してください。
・申請・受給者が、本給付金を申請・請求するに当たって、裏面の【誓約・同意事項】②に誓約・同意する場合は、氏名等を下記に記入してください(世帯の全ての構成員の誓約・同意がない場合は、本給付金を支給することはできません。)。
・令和4年1月1日時点の住所が瑞穂町以外の場合は、令和4年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する課税証明書等を添付してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分(ただし、2007年(平成19年)4月2日以降生まれた方で、かつ収入がない場合は、添付不要))。(課税証明等の添付がない場合は、本給付金を支給することはできません。)

Table with 7 columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 生年月日, 令和4年1月1日及び令和3年12月10日時点の住所, 令和4年度住民税課税状況, 裏面の【誓約・同意事項】②に. Contains rows for household members with checkboxes for residence status and tax status.

③振込口座欄(原則、世帯主名義の口座とします。)

- ※長期間入金のない口座を記入しないでください。
※通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。記載に誤りがあると、支給が遅れることがあります。

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, (フリガナ)口座名義. Includes a list of financial institutions and branch types.

※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合、通帳見開き下部を参照の上、次のとおり記入してください。

- 【店名】(漢字3桁)を支店名欄に記入 【店番】(算用数字3桁)を支店コード欄に記入
【貯金種目】当てはまるものを○で囲む。 【口座番号】口座番号欄に右詰めで記入
金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない場合は、福祉部福祉課福祉推進係(☎042-557-7620)までお問い合わせください。

裏面も必ず御確認ください。

④代理欄(代理人を受給する場合は下欄に記入してください)

本枠内は必ず記入してください。

下記に記入の上、代理人の本人確認書類と本人(世帯主)の本人確認書類を添付してください。

(ただし、法定代理の場合は、法定代理人の本人確認書類、法定代理人であることを証する書類を添付してください。)

代理人	(フリガナ)	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	携帯電話等、日中に連絡がとれる番号
上記の者を代理人と認め、 給付金の			世帯主 氏名	署名(又は記名押印) ※法定代理人の場合は署名(記名押印)は不要です。
確認・請求 受給 確認・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	印

【誓約・同意事項】 全ての項目を確認し口にチェック(レ)してください。チェックがなければ本給付金は受給できません。

- 以下において、瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金を「給付金」と、瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書)を「申請書」といいます。
- ①申請書と同送している「瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金について(御案内)」記載の給付金の支給要件に該当します。
  - ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、瑞穂町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
  - ③公募等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
  - ④この申請書は、瑞穂町において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
  - ⑤申請期限(令和4年12月28日(当日消印有効)までに申請しなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなすことに同意します。
  - ⑥瑞穂町が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ令和5年3月31日までに、瑞穂町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
  - ⑦同じ申請・受給者が、給付金について2回以上の申請をした場合は、瑞穂町が当該2回目以降の申請を無効とすることに同意します。
  - ⑧給付金の支給後、申請書への記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
  - ⑨同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給していません。受給していた場合には本給付金を返還します。
  - ⑩この給付金を受給した後で、国が実施する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けようとする場合は、この給付金を返還するものとし、返還が行われるまでの間は「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給が行われないことに同意します。
  - ⑪瑞穂町が申請書を送付した方内、申請していない方に対し、再度申請書を送付する場合に、送付対象者から既に申請している方を除くために、この申請書に記載された情報を利用することに同意します。
  - ⑫本給付金が課税収入であることを承知しています。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

【提出書類】

- (1) 瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書) (本書)
- (2) 「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
  - ※本人(代理人)確認書類の例
  - ア 公的機関が発行する写真付証明書  
マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、介護支援専門員証、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書など
  - イ その他氏名、住所等が確認できる書類  
介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、各種資格者証、学生証、社員証、保護手帳、各種公共機関から発行された領収書(税金・社会保険料・公共料金等領収書等)など
- (3) 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
  - ※口座確認書類の例
  - 受取口座の金融機関名、口座番号、口座の名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- (4) 世帯員が令和4年1月1日時点の住所が瑞穂町外の住所の場合  
令和4年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する令和4年度住民税の「納税通知書」又は「課税証明書」の写し(コピー)  
※ただし、2007年(平成19年)4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。御確認願います。

本申立ての内容に相違ありません。

申請者氏名

令和 年 月 日

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金事業
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	島崎 友介
補助対象	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている乳児を養育している方</p> <p>※補助見込額 9,000,000円=50,000円×乳児180人</p>
規程等	令和4年度瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金給付事業実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>1 目的</p> <p>令和4年4月1日以後に出生した子どもを対象に、町独自の給付を実施することで、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費や光熱水費等の高騰等に直面する出産を迎えた世帯の感染対策に対する特別の負担感を軽減するとともに、新たに住民となった乳児の健やかな成長を応援するものです。</p> <p>2 申請方法 申請による手続きとします。</p> <p>①児童手当・乳幼児医療費助成申請時に、窓口で受け付けます。</p> <p>②令和4年7月21日までに出生した乳児を養育している方に郵送している申請書を、町に返送又は窓口で受け付けます。</p> <p>3 申請期限 令和5年4月17日（月）</p> <p>4 周知</p> <p>広報みずほ、町ホームページ、みずほニュース及び窓口でのチラシ配布にて周知、また、令和4年7月21日までに出生した乳児を養育している方には、申請書類を個別に通知します。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>新型コロナウイルス感染症による住民生活（生計）への影響が長期化し、また、その終息の目途も立っていない状況です。そのような現下の状況の中、出生した子の成長を応援する意味で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、当該児を養育する世帯を支援することは、子育て支援に力を入れている町の方針とも整合性があります。</p>
補助金額	給付額 乳児1人当たり50,000円

**補助割合**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定です。

参考)

**【歳入】 1 5 国庫支出金－2 国庫補助金－1 総務費国庫補助金**

節	細節	科目名	金額	内訳
3	0 1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,000,000 円	財政部局で調整
計			5,000,000 円	

**【歳出】 3 民生費－2 児童運営費－1 児童福祉総務費**

節	細節	科目名	金額	内訳
1 1	0 1	通信運搬費	37,000 円	案内通知 @94 円×100 件 料金受取人払 @99 円×100 件 振込日通知 @94 円×180 件
1 8	0 1	負担金、補助及び交付金	9,000,000 円	@50,000 円×180 人
計			9,037,000 円	

**実施期間**

令和4年8月1日から令和5年4月17日まで

**その他**

当該事業は、令和2年度に実施しました赤ちゃん応援臨時給付金給付事業と同様に実施するものです。

令和4年度瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金給付事業実施要綱

（令和4年8月1日  
告示第160号）

（目的）

第1条 この要綱は、乳児に対する臨時の給付金（以下「赤ちゃん応援臨時給付金」という。）の給付を予算の範囲内で実施することにより、新型コロナウイルス（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国が世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の原因となる病原体をいう。）と共存が求められる中で、出産を迎えた世帯の感染対策に対する特別の負担感を軽減するとともに、新たに瑞穂町（以下「町」という。）の住民となった乳児の健やかな成長を応援することを目的とする。

（給付対象者）

第2条 赤ちゃん応援臨時給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生した者で、出生により町の住民基本台帳に初めて記録され、第11条第1項に規定する申請の日まで引き続き記録されているものとする。

（給付額）

第3条 赤ちゃん応援臨時給付金の給付額は、給付対象者1人につき5万円とする。

（申請・受給権者）

第4条 赤ちゃん応援臨時給付金の申請・受給権者（以下「申請・受給権者」という。）は、給付対象者を養育している者（瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）第2条第2項に規定する乳幼児を養育している者をいう。）とする。

2 申請・受給権者は、給付対象者の出生した日（以下「給付対象者出生日」という。）から第11条第1項に規定する申請の日まで引き続き町の住民基本台帳に記録されている者（給付対象者出

生日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、給付対象者誕生日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、給付対象者誕生日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び給付対象者誕生日以前に出生した戸籍を有しない者で、給付対象者誕生日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして町長が認めるものを含む。）とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、申請・受給権者が令和4年4月1日以後に町の区域内に転入した者であるときは、当該転入した者の属する世帯の者が妊婦面接及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条の規定による新生児訪問指導又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業による訪問その他これらに代わる方法によって居住実態の確認を受けることにより、申請・受給権者としてすることができる。

（DV等避難者の取扱い）

第5条 前条の規定にかかわらず、給付対象者を養育している者が配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族等、当該入所者が属する世帯の者を加害者とするものであって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、給付対象者誕生日において居住地に住所を定め、転入又は転居について、届出をしていないもの又は職権に基づいて住民票の記載をされていないものが、次の各号のいずれかの要件を満たしている旨を町長に申し出た場合、当該DV等避難者は、申請・受給権者とする。

- （1）当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく保護命令（同条第1項第1号の規定に基づく接近禁止

命令又は同項第 2 号の規定に基づく退去命令）が出されていること。

- (2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関及び関係機関が連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
- (3) 給付対象者出生日の翌日以後に住民票が町において作成され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（施設入所等乳児の取扱い）

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳児が令和5年3月31日までに町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該乳児を養育している者が町の住民基本台帳に記録されているときは、当該乳児を給付対象者とする。

- (1) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている乳児（保護者（同法に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている乳児を除く。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）に入所している乳児（2月以内

の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において乳児を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院への入所をしている乳児を除く。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している乳児(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、乳児のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している乳児(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、乳児のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(代理人の範囲)

第7条 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。)

(2) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

(3) 申請・受給権者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該給付対象者のためであると認められる場合の任意代理として、次のアからオまでに掲げる場合において、当該アからオまでに掲げる者

ア 寝たきりの者、認知症の者等の場合 民生委員、町内会・自治会長、親類の者その他平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者であって、当該者による代理申請・受給が適当であると町長が特に認めるもの

イ 老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設に入所している者の場合 施設の職員



- ウ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民基本台帳に記録されているものの場合 里親
- エ DV等避難者の場合 民間支援団体の職員
- オ 留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者の場合 弁護士

2 町長は、代理人から赤ちゃん応援臨時給付金の代理申請があったときは、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を当該代理人から提出させ、代理人の本人確認書類及び申請・受給権者との間の代理関係を確認する。

3 町長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は申請・受給権者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、代理申請を受け付けないものとする。

（給付対象者の名簿の作成等）

第8条 町長は、令和4年4月1日から町長が別に定める日までの間に出生した者及び当該期間の翌日以後おおむね15日ごとの期間に出生した者を町の住民基本台帳から抽出して、瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金給付対象者名簿（様式第1号。以下「給付対象者名簿」という。）を作成する。

2 町長は、給付対象者名簿に基づき、給付対象者の申請受付状況、振込口座の情報、給付決定状況等の管理等を行う。

（DV等避難者の記録等）

第9条 町長は、DV等避難者の申出者（受給候補者）及び被申出者（受給停止者）を給付対象者名簿に記録し、随時その内容を更新するものとする。

（申請書の様式）

第10条 申請書の様式は、瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金給付申請書兼請求書（様式第2号）を用いるものとする。

（申請）

第11条 申請・受給権者は、町長が給付対象者名簿に基づいてあらかじめ当該申請・受給権者宛てに郵送した申請書に、赤ちゃん応援臨時給付金の給付に必要な事項を記入し、当該申請書を町長に提出するものとする。

2 前項の方法を採ることが困難であって、町長が特に認めるとき

は、同項以外の方式によることができる。

3 申請・受給権者は、町長が行う赤ちゃん応援臨時給付金の給付申請の審査及び振込みのために必要な当該申請・受給権者及び養育している乳児に係る個人情報調査することに同意しないときは、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写し等の本人確認書類

(2) 金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳並びにキャッシュカード、インターネットバンキング等の画面の写し等の振込先口座の確認書類

4 赤ちゃん応援臨時給付金の申請は、給付対象者1人につき1回とする。

(申請受付開始日)

第12条 申請受付開始日は、町長が別に定める。

(申請期限)

第13条 申請期限は、令和5年4月17日までとする。

(給付決定)

第14条 町長は、第11条の規定により、提出された申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査した上で、給付を決定し、赤ちゃん応援臨時給付金を申請・受給権者に給付する。

(給付方法)

第15条 給付方法は、前条の規定により給付決定をした後、申請・受給権者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、銀行口座がない等、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

(不当利得の返還)

第16条 町長は、偽りその他不正な手段により赤ちゃん応援臨時給付金の給付を受けたと認めるときは、給付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第17条 第11条第1項に規定する申請書の送付を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から申請期限までに申請が行われなかったときは、申請・受給権者が赤ちゃん応援臨時給付金の受給を

辞退したものとみなす。

- 2 町長が第14条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給権者の責めに帰すべき理由により給付ができなかった場合で、町長が申請・受給権者又はその代理人に連絡又は確認に努めた上でなお補正等が行われず、令和5年6月30日を経過したときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(補則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃん応援臨時給付金の給付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 2 第11条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

(失効等)

- 3 この告示は、令和5年4月17日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条に規定する申請がされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。



(裏)

乳児を養育している方が病気、長期不在等の理由で申請できない場合に代理人を選任して委任することができます。

代理申請を御希望の方は、記入前に子育て応援課に御連絡ください。

電話番号 042(557)7624

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、休日を除く。)

瑞穂町長 あて

養育している方

氏名 (自署又は記名押印)	(印)
------------------	-----

私は、次の者を代理人に定め、赤ちゃん応援臨時給付金の申請、請求及び受給を委任します。

代理申請者

代理人氏名	
申請者との関係	
住所	
日中に連絡の取れる 電話番号	— —

振込先口座(代理申請者本人名義の口座に限ります。)

口座名義人																			
ゆうちょ銀行	通帳の記号					通帳の番号													
	1				0	—													1
銀行等の口座	銀行・信金・信組										本店								
	信連・農協・漁協										支店								
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号																

(添付書類)

代理人の方の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等)の写しを添付してください。



様式

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金
担当部署	教育部 学校教育課
担当者名	大澤 達哉
補助対象	羽村・瑞穂地区学校給食組合 (町立小中学校に就学する児童・生徒の保護者)
規程等	羽村・瑞穂地区学校給食組合格約
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	<p>1 目的 昨今の食材価格高騰に伴う学校給食食材費の増額分に対し、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、羽村・瑞穂地区学校給食組合に対し臨時の負担金を交付することで、学校給食費を改定(増額)することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供します。</p> <p>2 対象者 町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者</p> <p>3 支出方法 羽村・瑞穂地区学校給食組合への臨時負担金の交付</p> <p>4 積算根拠 (羽村・瑞穂地区学校給食組合による算出) 令和4年6月と前年同月との消費者物価指数の食材に係る上昇率 3.9%を給食費単価に加算し、小学校は9円/食、中学校は11円/食を食材費高騰による影響額とします。</p> <p>9月(2学期)以降の影響額            小学校: 9円/食×119日×4,122人=4,414,662円≒4,415,000円            中学校: 11円/食×110日×2,156人=2,608,760円≒2,608,000円            小・中学校影響額総額: 7,023,422円≒7,023,000円</p> <p>羽村市と瑞穂町の配分(児童・生徒数の按分割合による)            羽村市児童・生徒数: 2,632人+1,407人=4,039人(64.34%)            瑞穂町児童・生徒数: 1,490人+749人=2,239人(35.66%)            羽村市: 7,023,000円×64.34%=4,518,598円≒4,519,000円            瑞穂町: 7,023,000円×35.66%=2,504,401円≒2,504,000円</p>

**補助の必要性**（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

食材価格高騰に伴う学校給食食材費の増額分に対し、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、羽村・瑞穂地区学校給食組合に対し臨時の負担金を交付することで、学校給食費を改定（増額）することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供します。

また、子どもたちの健やかな成長に欠かせない給食の質を確保するためにも、食材費の支援は必要不可欠なものです。

**補助金額**

2,504,000 円

**補助割合**

10/10

**実施期間**

令和4年度

\* 食材価格の高騰が令和5年度以降も継続する場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の給食費の状況により延長等について、給食組合及び羽村市と協議・調整します。

**その他**

準備スケジュール

令和4年 9月

令和4年第3回定例議会に補正予算を計上

10月以降

羽村・瑞穂地区学校給食組合からの請求に基づき支出



○羽村・瑞穂地区学校給食組合格約

昭和46年4月22日

東京都知事許可

変更 昭和47年3月25日東京都知事許可

昭和49年11月14日東京都知事許可

平成3年11月1日東京都知事許可

平成4年5月1日東京都知事許可

平成19年4月1日東京都知事許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、羽村市及び瑞穂町（以下「組織市町」という。）をもって組織する。

(平成3年・一部変更)

(共同処理する事務)

第3条 組合は、学校給食法の規定に基づく、学校給食の実施に必要な施設の建設及び設備並びに学校給食の運営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都羽村市神明台4丁目2番19号に置く。

(昭和47年・平成3年・一部変更)

第2章 組合の議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定数は6人とし、組織市町の議会において、当該議会の議員のうちから各3人を選挙する。

(平成3年・一部変更)

(議員の任期)

第6条 議員の任期は、組織市町の議会の議員の任期による。

2 議員が組織市町の議会の議員の職を失ったときは、その職を失

う。

(平成3年・一部変更)

(補欠選挙)

第7条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組織市町の長の互選による。

3 管理者及び副管理者の任期は、組織市町の長の任期による。

4 管理者及び副管理者が組織市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

(平成3年・一部変更)

(管理者の職務代理)

第10条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者1人を置き、管理者が任免する。

2 会計管理者は、組織市町の会計管理者のうちから、管理者が任免する。

(平成19年・全改)

(職員)

第12条 組合に第9条及び前条に定めるもののほか職員を置き、管理者が任免する。

(平成19年・全改)

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、議員及び識見を有する者の中から、それぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては、

議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては、4年とする。

(昭和49年・平成4年・一部変更)

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、事業収入、組織市町の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金については、議会の議決を経て管理者がこれを定める。

(平成3年・一部変更)

#### 附 則

1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

2 第9条の規定により、管理者が選任されるまでの間は、羽村市長が管理者の職務を行う。

(平成3年・一部変更)

附 則 (昭和47年3月25日東京都知事許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和49年11月14日東京都知事許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成3年11月1日東京都知事許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成4年5月1日東京都知事許可)

この規約は、東京都知事の許可があった日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日東京都知事許可)

(施行期日)

1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合格約の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、改正後の第11条の規定は適用せず、改正前の第11条の規定は、なおその効力を有する。

